定　　款

株式会社ブリーチ

最終改定日：2023 年 6 月 1 日

定　　款

第１章　総則

（商号）
第　１　条　当会社は、株式会社ブリーチと称し、英文ではBleach, Inc.と表示する。

（目的）
第　２　条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。
１．マーケティングに関する企画、支援、管理及びコンサルティング
２．インターネットによる情報提供並びに販売に関する業務
３．インターネットによるビジネスのコンサルティング業
４．インターネットのホームページ及びウェブ・コンテンツの企画、制作
５．コンサルティング及びメンテナンス業務
６．前各号に附帯関連する一切の事業

（本店の所在地）
第　３　条　当会社は、本店を東京都目黒区に置く。

（公告の方法）
第　４　条　当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告を行うことができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法による。

（機関の設置）
第　５　条　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。
（１）取締役会
（２）監査役
（３）監査役会
（４）会計監査人

第２章　株式

（発行可能株式総数）
第　６　条　当会社の発行可能株式総数は、8,020万株とする。

（単元株式数）
第　７　条　当会社の単元株式数は、100株とする。

（単元未満株式についての権利）
第　８　条　当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
（１）会社法第189条第２項各号に掲げる権利
（２）会社法第166条第１項の規定による請求をする権利
（３）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

（株主名簿管理人）
第　９　条　当会社は、株主名簿管理人を置く。
２　株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。

３　当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備え置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。

（株式取扱規程）
第１０条　当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会が定める株式取扱規程による。

第３章　株主総会

（招集）
第１１条　当会社の定時株主総会は、毎年９月に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。

（定時株主総会の基準日）
第１２条　当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年６月 30 日とする。

（招集権者及び議長）
第１３条　株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
２　取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

（電子提供措置等）
第１４条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
２　当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

（決議の方法）
第１５条　株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
２　会社法第 309 条第２項に定める決議は、議決権を行使 することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。

（議決権の代理行使）
第１６条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、その議決権を行使することができる。
２　株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第４章　取締役及び取締役会

（員数）
第１７条　当会社の取締役は 10 名以内とする。

（選任）
第１８条　取締役は、株主総会において選任する。
２　取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
３　取締役の選任決議は累積投票によらないものとする。

（任期）
第１９条　取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

（代表取締役及び役付取締役）
第２０条　取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。
２　取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各１名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

（取締役会の招集権者及び議長）
第２１条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し議長となる。
２　取締役社長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）
第２２条　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
２　取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

（取締役会の決議等の省略）
第２３条　当会社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

（取締役会規程）
第２４条　取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（報酬等）
第２５条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議をもってこれを定める。

（取締役の責任免除）
第２６条　当会社は、会社法第 426 条第１項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
２　当会社は、会社法第 427 条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第５章　監査役及び監査役会

（監査役の員数）
第２７条　当会社の監査役は３名以上とする。

（監査役の選任）
第２８条　監査役は、株主総会において選任する。

２　監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

（任期）
第２９条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
２　補欠として選任された監査役の任期は、前任監査役の任期の満了する時までとする。

（常勤の監査役）
第３０条　監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選任する。

（監査役会の招集通知）
第３１条　監査役会の招集通知は、会日の３日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときには、この期間を短縮することができる。
２　監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

（監査役会規程）
第３２条　監査役会に関する事項は、法令又は定款の他、監査役会において定める監査役会規程による。

（監査役の報酬等）
第３３条　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

（監査役の責任免除）
第３４条　当会社は、会社法第 426 条第１項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令で定める限度額の範囲内で、取締役会の決議によってその責任を免除することができる。
２　当会社は、会社法第 427 条第１項の規定により、監査役との間で、会社法第 423 条第１項の監査役の責任について、当該監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合には、法令で定める限度額の範囲内で、その賠償責任を限定する契約を締結することができる。

第６章　計　　算

（事業年度）
第３５条　当会社の事業年度は、毎年７月１日から翌年６月 30 日までの年１期とする。

（剰余金の配当等の決定機関）
第３６条　当会社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第１項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

（剰余金の配当の基準日）
第３７条　当会社の期末配当金の基準日は毎年６月 30 日とする。
２　当会社の中間配当の基準日は、毎年 12 月 31 日とする。
３　前２項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

（配当の除斥期間）

第３８条　配当財産が金銭である場合には、その支払開始の日から満３年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。

２　未払の剰余金の配当には利息を付さない。

以上